

「令和 9 年度芸術の森コンピュータ室 2 及び 3 システム」に関する質問書への回答

No	質問	回答
1	納期について、社会情勢により万が一遅延が発生した場合における賃貸者への罰則や対処についてはどのような内容が想定されますでしょうか。	受注者の責めに帰す要因では無い場合は協議し、状況次第ではありますが、罰則を科さない場合も考えられます。